

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成23年4月14日

世田谷区

1 業務の概要

(1) 件名

世田谷区産業振興計画（調整計画）策定支援委託

(2) 業務内容

区では、「世田谷区産業ビジョン」（平成20年3月策定）において、世田谷産業のさらなる活性化を実現する基盤づくりや商業、工業・雇用、農業などの分野で各種必要な施策の方向性を決め、「世田谷区産業振興計画（前期計画：4年間）」（以下「前期計画」）をもとに様々な事業を展開してきた。

本件業務は、現行の前期計画の計画期間が平成23年度で終了するのに伴い、世田谷区を取り巻く経済社会環境の変化と産業構造と特性及び課題等、そして世田谷区産業ビジョンの方向性を踏まえつつ、これからの世田谷産業のあるべき姿とその実現に向けた施策を実効的に推進していくとともに、世田谷区基本計画・実施計画との整合性を図りながら、前期計画を見直し、平成24年度から平成26年度を計画期間とした「世田谷区産業振興計画（調整計画）」策定支援のための各種支援を委託するものである。

(3) 履行期間

平成23年5月中旬から平成24年3月30日まで

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

3 提案書の提案者を選定するための基準

提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 選定方法

提出された提案書を、評価基準に基づき審査する。審査は書類審査とヒアリング審査を行う。

5 提案書を特定するための評価基準

- (1) 実施体制（調査体制、業務責任者等の経歴や資格、区との連絡体制）
- (2) 類似する業務の実績

- (3) 実施方針の妥当性 (目的、内容、スケジュール管理)
- (4) 計画策定の的確性
- (5) 策定検討会等の運営支援能力
- (6) 見積書
- (7) 提案書ヒアリングの内容、進行方法 (説得力・コミュニケーション能力)

6 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区産業政策部商業課 担当 小林・山下

住所 〒154 - 0004 世田谷区太子堂2 - 16 - 7

電話 03 - 3411 - 6652 FAX03 - 3411 - 6635

E-mail : SEA01004@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間 平成23年4月14日(木) ~ 4月21日(木)

場所 上記(1) に同じ

方法 希望者に無償配布する

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

期限 平成23年4月21日(木)(午後3時まで必着)

場所 上記(1) に同じ

方法 持参、郵送又はファクシミリ送信(ただし、郵送またはファクシミリの場合の未着事故についてはその責を負いません。)

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

期限 平成23年5月9日(月)(午後3時まで必着)(9日以前は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで受け付けます。)

場所 上記(1) に同じ

方法 持参または郵送(ただし、郵送の場合の未着事故についてはその責を負いません。)

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1) の担当部課に同じ。

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 詳細は説明書による。